

申告書の作成に関する計算事項等記載書面

記載例

～所得税・相続税・法人税・消費税～

令和6年10月

熊谷税務署

個人課税・資産課税・法人課税関係に係る「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」の記載例を作成しましたので、税理士の皆様が添付書面を作成する際の参考としてください。

目 次

例1	所得税・消費税（飲食業）・・・・・・・・・・	1
例2	相続税・・・・・・・・・・	9
例3	法人税・消費税（製造業）・・・・・・・・・・	22
例4	法人税・消費税（小売業）・・・・・・・・・・	29

例 1 所得税・消費税（飲食業）

◇◇飯店（飲食業）

関与状況等

①依頼者が作成している帳簿書類等

収支日計表、売上日報、固定資産台帳、給与明細、棚卸明細書

②税理士が作成している帳簿書類等

試算表、固定資産台帳、総勘定元帳、源泉徴収票、決算書類

③消費税は簡易課税方式を選択

④その他

3 か月ごとの訪問により試算表の説明等を行うほか、必要に応じて Web 会議を活用している。

Web 会議の際は、メール等により、資料をやり取りしている。

貸借対照表（令和 6 年 12 月 31 日現在）

資産の部

科目	当期	前期	増減
現預金	9,519	8,161	1,358
売掛金	823	0	823
棚卸資産	2,528	1,097	1,431
建物付属設備	7,300	8,112	▲812
車両運搬具	996	1,328	▲332
器具備品	5,265	5,850	▲585
事業主貸	9,545	8,400	1,145
合計	35,976	32,948	3,028

負債・純資産の部

科目	当期	前期	増減
買掛金	1,497	1,532	▲35
未払金	1,209	1,149	60
預り金	161	155	6
事業主借	520	506	14
借入金	10,863	11,892	▲1,029
元入金	9,820	7,335	2,485
利益金額	11,906	10,379	1,527
合計	35,976	32,948	3,028

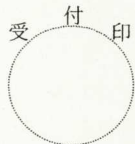
損益計算書

（自令和 6 年 1 月 1 日至令和 6 年 12 月 31 日）

科目	当期	前期	増減
売上高	42,531	41,523	1,008
期首棚卸高	1,097	1,274	▲177
仕入高	9,653	7,226	2,427
期末棚卸高	2,528	1,097	1,431
給料手当	10,001	9,746	255
広告宣伝費	2,683	2,575	108
通信費	1,215	1,214	1
保険料	701	697	4
水道光熱費	1,903	1,893	10
減価償却費	1,729	2,556	▲827
租税公課	2,792	2,855	▲63
支払手数料	715	705	10
その他	1,231	1,264	▲33
営業外収益	1,221	513	708
営業外費用	654	749	▲95
利益金額	11,906	10,379	1,527

例 1 所得税・消費税（飲食業）

所得税 確定申告書 （ 令和6年分・ 年 月 日 事業年度分・ 年 月 日 ）に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 〇〇〇〇	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 〇〇〇〇	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号	
税務代理権限証書の提出		(有) (所得税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	■■■■■	
	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5に掲げる事項であります。			
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項			
帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称		左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称	
収支日計表、売上日報、販売管理データ、請求書・領収書綴り、固定資産台帳、給与明細、棚卸明細書			
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項			
帳 簿 書 類 の 名 称		作成記入の基礎となった書類等	
試算表、総勘定元帳、青色申告決算書、固定資産台帳、源泉徴収票、決算書類		提示を受けた帳簿書類のうち、帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）と同じ	
青色申告決算書を作成する際に確認した書類を全て記載します。			

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

(1/4)

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	売上高、仕入高	日々の現金収支は収支日計表に集約され、レジのロール紙から転記された売上、近隣での現金仕入等もこれにより管理、計上がなされる。 当日の現金売上金は、銀行の夜間金庫にて都度入金を行っている。 月次の請求書、納品書等も内容を確認し、科目ごとに計上を振分けている。 期末の帳端分についても、発生額から決済額まで確認を行っている。 今期より複数のデリバリーサービスを利用しているが、これらに係る配車料等も総額主義に注意し確認を行っている。	収支日計表、レジのロール紙、売上日報、請求書、納品書、販売管理データ
	現金	釣銭が常に〇〇万円となるよう管理していることを確認している。	収支日計表
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	売上高	来客数が伸び悩んだことから、新たな取り組みとしてネットでのデリバリーサービスを開始し、昨年同様の売上金額を確保できている。	
(3)	棚卸資産（貯蔵品）の増加	弁当の販売用資材であるトレーや割り箸等の棚卸資産が昨年より増加している。	
	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
(3)	仕入高	デリバリーサービスに関連する配車料は、売上高に直接対応する変動費として、仕入高（売上原価）に計上している。	

(2/4)

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
従業員のための退職金準備資金等	長期間、当店にて従事している従業員 A 及び B に対する将来における退職金等に備えるため、〇〇保険の養老保険及び入院保険の加入を検討しているが、どういった点に気をつければよいのか質問があった。 原則として、全従業員を対象とする必要があるということ、また、従業員の保険金額に格差があっても合理的な格差である必要があること等を回答している。 また、家族従業員に対する退職金は必要経費とすることができないことも付け加えている。 上記の条件等を基準として、福利厚生費として養老保険の 1/2 を、入院保険の全額を必要経費とすることができる場合があることを説明し、具体的な内容については保険設計書の内容を確認しており、期末現在において加入はしていない。

5 総合所見

請求書、領収書、契約書、その他の書類についての保存状態は良好であり、当事務所での関与は平成〇〇年から〇年間、当該税務代理の委任を受任しているが、代表者は適正申告に対する高い理解と認識があると考えている。

6 その他

日々の取引について、収支日計表に記入されている現金売上金額、レジのロールや領収書に基づき正確に経理処理がなされている。月次処理書類についても、納品書、請求書等の内容に基づき同様に処理が行われている。

デリバリーサービスに係る取引については、サービス事業者から「紙」の証票書類が送付されることがないが、Web 上より関係書類をダウンロードし、月ごとに区分し、印刷後、証票書類として保存を行っている。

Web 会議を活用することで、代表者と綿密な打ち合わせができたと考えている。

※整理番号	
-------	--

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項 (1)

B 区分	C 事項	D 備考
棚卸資産	期末に作成した棚卸明細書により計上を行っている。	棚卸明細書
給与・賞与	従業員及び専従者の給与・賞与については毎月の給与明細にて確認を行っている。	給与台帳、給与明細
販売費及び管理費	店舗兼住宅のため、減価償却費、固定資産税、火災保険料、水道光熱費については店舗部分の床面積按分を事業用経費として計上している。 また、支払いの中に家事関連費が含まれていないかについても確認した。	請求書、領収書等の原始資料 契約書等

* 追加記載する事項

A

B	C	D

消費税 確定申告書 (令和6年分・ 年 月 日 事業年度分・ 年 月 日) に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 〇〇〇〇	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 〇〇〇〇	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号	
税務代理権限証書の提出		(有) (消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	■■■■■	
	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5に掲げる事項であります。			
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項			
帳簿書類(申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。)の名称		左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称	
収支日計表、売上日報、販売管理データ、請求書・領収書綴り、固定資産台帳、給与明細、棚卸明細書			
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
試算表、総勘定元帳、青色申告決算書、固定資産台帳、源泉徴収票、決算書類、消費税計算書、消費税計算表		提示を受けた帳簿書類のうち、帳簿書類(申告書の作成に関し、計算し又は整理するために用いたものに限る。)と同じ	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
			..		..	..

(1/4)

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	課税売上高	過年分申告書及び e-Tax における「申告のお知らせ」より消費税に関連する届出書の提出状況等を確認し、簡易課税の適用可否を判断している。 また、事業種区分については販売管理データ、総勘定元帳より判定を行い、〇〇%が第4種事業であることを確認している。	e-Tax、受信データ、販売管理データ、総勘定元帳
	課税仕入	将来の原則課税への移行を見据え、課税、非課税、不課税の各取引につき、取引ごとに課税区分の判定、確認を行っている。 なお、適格請求書については、登録番号や適用税率といった必要事項が記載されているかの確認を行っている。	請求書・領収書綴
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	特になし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	特になし		

(2/4)

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
インターネットを利用したデリバリーサービスに関する課税関係	デリバリーサービス活用時の配送料、レストランへの支援金についての課税関係に関して質問があり、配送料については役務の提供に該当し課税取引となる。 なお、売上等の計上時に配送料が計上漏れとならないように指導した。 また、レストランへの支援金については、明確な対価関係が認められないため、課税の対象とならないことを説明している。
インボイス制度	免税事業者や消費者といった適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに関して質問があったため、経過措置及び帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合について、説明を行った。
5 総合所見	
請求書、領収書、契約書、その他の書類についての保存状態は良好であり、消費税の課否判定への問い合わせに関しても、その対応はスピーディーである。 当事務所での関与は平成〇〇年から〇年間、当該税務代理の委任を受任しているが、代表者は適正申告に対する高い理解と認識があると考えている。	
6 その他	
日々の取引について、収支日計表に記入されている現金売上金額、レジのロールや領収書に基づき正確に経理処理がなされている。月次処理書類についても、納品書、請求書等の内容に基づき同様に処理が行われている。 デリバリーサービスに係る取引については、サービス事業者から「紙」の証票書類が送付されることがないが、Web 上より関係書類をダウンロードし、月ごとに区分し、印刷後、証票書類として保存を行っている。 Web 会議を活用することで、代表者と綿密な打ち合わせができたと考えている。	

例2 相続税

あらすじ

- 被相続人甲はP社（同族企業）の創業者であり、相続発生●年前に養子Aにその代表権の移譲、保有株式の譲渡が完了済であった。相続開始直前は当該企業の取締役には留まっていたが、支給される報酬額はなかった。

経歴は●年に某大学を卒業後、●●会社に就職したが、●年後に退職し当該法人を設立し現在に至る。

今回の相続財産の資産形成に関しては被相続人甲の過去●年分の所得状況の確認、配偶者乙からの聞き取り及び提示を受けた帳簿書類から確認を行っている。

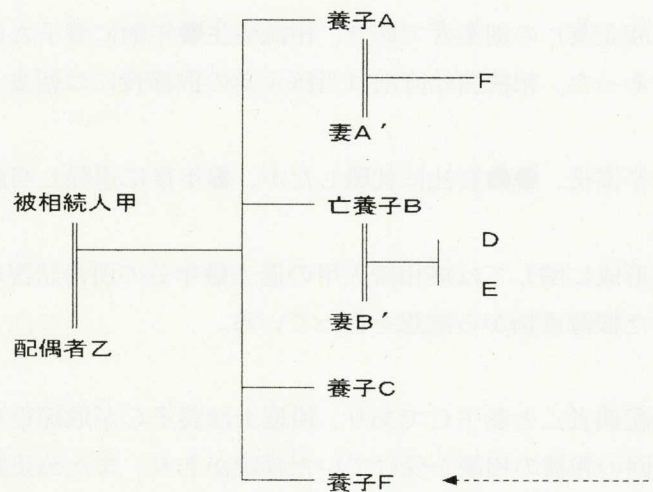
- 今回の案件の依頼人は配偶者乙と養子Cであり、税理士は養子Cが取締役を務める法人の顧問税理士であった。従前より今回の相続の相談を受けていた経緯があり、また公正証書遺言の作成にも関与している。そしてこれらの関係により配偶者乙との面識もあった。

1 相続発生日

被相続人甲は、令和5年（2023）4月25日に自宅で死亡し、相続人等へは同日中にその事実が通知された。

2 相続人

被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



（注1）被相続人は、昭和10年（1935年）3月24日生まれで、生前において日本国外に住所を有していたことはない。また、配偶者乙は、昭和19年（1944年）6月22日生まれである。

（注2）被相続人甲と配偶者乙は、昭和38年（1963年）11月22日に婚姻した。

（注3）養子Aは、生まれてすぐに、被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

（注4）亡養子Bが被相続人甲及び配偶者乙と養子縁組をしたのは、平成18年（2006年）1月10日である。

（注5）亡養子Bの子Dは平成17年（2005年）6月15日、亡養子Bの子Eは平成18年（2006年）12月6日に生まれている。

（注6）亡養子Bは、令和元年（2019年）6月28日に死亡しているが、亡養子Bの死亡についての相続税の課税関係は生じていない。

（注7）養子Cは、昭和48年（1973年）10月10日生まれで、一般障害者に該当する。

養子Cは生まれてすぐに被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

（注8）養子Aの子Fは、平成29年（2017年）6月に被相続人甲及び配偶者乙と普通養子縁組をしている。

3 被相続人甲の遺産等

被相続人甲の遺産等に関して判明している事項は次の（1）から（8）のとおりである。

被相続人甲の遺産のうち（1）から（4）及び（7）については、甲が適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、それぞれ次のとおり受遺者に遺贈されており、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。（6）及び（8）については、共同相続人間で、適法に分割協議が行われた。

なお、全ての受遺者は申告期限において、その取得した宅地及び建物（権利を含む）を所有している。

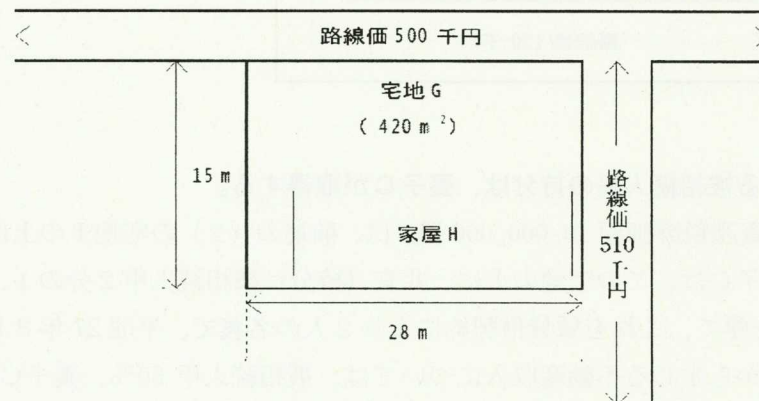
また、宅地及び建物は全て、借地権の設定に際し、その設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引の慣行のある地域に所在し、借地権割合は70%、借家権割合は30%である。

また、被相続人甲は、不動産の貸付けを事業的規模では行っていない。

(1) 宅地G及び家屋Hは、配偶者乙と養子Cが取得する。

配偶者乙は、家屋Hに係る配偶者居住権を配偶者乙の終身に渡る期間取得し、養子Cは、これら不動産（宅地G及び家屋H）の所有権を取得する。

宅地G（420 m²）は、路線価地域（繁華街地区）に所在し、その地形等は以下のとおりである。宅地G、家屋Hの敷地として使用されている。



家屋H（固定資産税評価額9,000,000円、床面積300 m²、木造（平成20年（2008年）5月3日新築））は、宅地Gの上に存する2階建の建物である。

1階部分は、当初別生計親族である亡養子Bの家族の居住の用に供されていたが、令和4年5月以降、被相続人甲はP社に賃貸借契約により貸付けており、P社の事業の用に供されている。

なお、当該部分は、相続開始後も引き続きP社の事業の用に供されており、養子Cは、P社に対し引き続き賃貸借を継続している。

P社の相続開始直前の株主構成は次のとおりである。

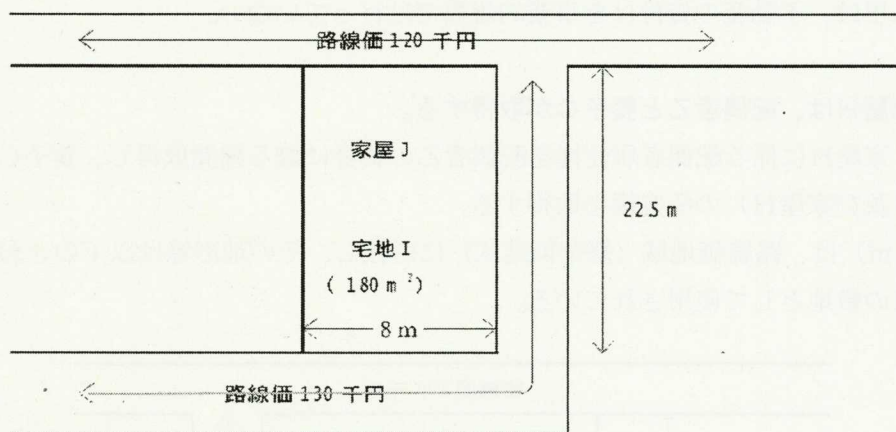
株主	保有株数
被相続人甲	0株
養子A	50,000株
養子C	10,000株
合計	60,000株

2階部分は、相続開始の直前において被相続人甲、配偶者乙及び養子Cの居住の用に供されており、配偶者乙と養子Cは、相続開始後も引き続き居住の用に供している。

なお、各階の床面積はいずれも150 m²で、利用率は各階均等である。

(2) 宅地 I は、養子 C が取得する。

宅地 I (180 m²) は、路線価地域 (普通住宅地区) に所在し、その地形等は次のとおりである。この宅地 I の全部が、後述の (3) の家屋 J の敷地として使用されている。



(3) 家屋 J における被相続人甲の持分は、養子 C が取得する。

家屋 J (固定資産税評価額 10,000,000 円) は、前述の (2) の宅地 I の上に存する建物である。被相続人甲と養子 C は、この宅地の上に、共有 (持分は被相続人甲 2 分の 1、養子 C 2 分の 1 である。) で家屋 J を建て、これを賃貸借契約により 2 人の名義で、平成 27 年 3 月から、第三者に賃貸していた。ここから生じる不動産収入については、被相続人甲 50%、養子 C 50% の割合で按分し、所得税の確定申告を行っている。

なお、養子 C から被相続人甲へ地代の支払いはなかった。

また、養子 C は、被相続人甲の賃貸も引継ぎ、引き続き不動産の貸付けを行っている。

(4) O 社の株式 20,000 株は、E が取得する。

この株式は、東京証券取引所の第一部に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。

なお、O 社の事業年度は 1 年である。

イ 課税時期前後の株式の最終価格

- (イ) 4 月 23 日の最終価格 845 円
- (ロ) 4 月 24 日から 4 月 25 日まで 取引なし
- (ハ) 4 月 26 日の最終価格 835 円

ロ 毎日の最終価格の月平均額

- (イ) 令和 5 年 4 月の毎日の最終価格の月平均額 895 円
- (ロ) 令和 5 年 4 月 1 日から 13 日までの毎日の最終価格の月平均額 960 円
- (ハ) 令和 5 年 4 月 14 日から 30 日までの毎日の最終価格の月平均額 831 円
- (ニ) 令和 5 年 3 月の毎日の最終価格の月平均額 952 円
- (ホ) 令和 5 年 2 月の毎日の最終価格の月平均額 961 円

- ハ 株式の無償交付の基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年4月26日
- ニ 株式の無償交付数・・・・・・・・・・・・・・・・・・1株につき0.2株
- ホ 権利落の日・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年4月14日
- ヘ 株式無償交付の効力発生日・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年6月16日

(5) 人格のない社団Q会に対する貸付金を免除する。

被相続人甲の遺言に従い、代表者又は管理者の定めのある人格のない社団Q会（主たる事務所は東京都にある。）に対する貸付金を免除する。

この貸付金は、元本が4,000,000円であり、課税時期における既経過利息の額は80,000円である。

なお、人格のない社団Q会は、課税時期において、その回収が不可能又は著しく困難と見込まれる状況ではなかった。

(6) 家庭用財産は、配偶者乙が取得する。

家庭用財産等は、時価3,090,000円である。

なお、この中には、日常礼拝に供している仏壇600,000円が含まれている。

(7) 上記以外の被相続人甲の遺産。

総額118,751,875円である（すべて流動資産）。このうち、現金20,000,000円については、Dと養子Fに10,000,000円ずつ遺贈する。

(8) 上記(7)の現金を除いた被相続人甲の遺産は配偶者乙が取得する。

配偶者乙は、この中から、公益法人を設立するために現金1,000,000円を提供しており、また、菩提寺の本堂修理のために現金690,000円を寄附している。いずれも、申告期限までにすべての手続きを完了している。

4 被相続人甲に係る債務

(1) 被相続人甲に係る債務が3,060,000円あり、すべて配偶者乙が負担した。この中には、被相続人甲の責めに帰すべき事由により課された過年度所得税の過少申告加算税60,000円が含まれている。

(2) 被相続人甲の通夜及び葬式に要した費用は次のとおりである。これについては、すべて養子Aが負担し、香典1,500,000円は、すべて養子Aが受領した。

イ 通夜及び告別式の費用3,850,000円

ロ 香典返礼費用600,000円

ハ 遺体運搬費用100,000円

ニ 葬儀の際の寺院へのお布施（被相続人の職業財産に照らし相当程度と認められる）300,000円

ホ 仏具購入費用500,000円

5 被相続人甲に関する生命保険俵約

被相続人甲に関する英名保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人については、契約当初から変更された事実はない。

区分	R 生命保険契約	S 生命保険契約	T 生命保険契約	U 生命保険契約
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	E	配偶者乙
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	配偶者乙	配偶者乙
保険料負担者	被相続人甲全額	被相続人甲 4/5 養子 B 1/5	被相続人甲全額	被相続人甲全額
保険金受取人	配偶者乙	D	E	養子 C
保険金額	25,000,000 円	年 1,000,000 円	8,000,000 円	3,500,000 円
払込済保険料	22,000,000 円	8,000,000 円	1,000,000 円	2,800,000 円

(注1) R 生命保険契約については、契約者貸付金の元利合計額 5,000,000 円（このうち 200,000 円は利息である。）が生命保険金から控除され支払われた。

(注2) S 生命保険契約については、年額 1,000,000 円で 10 年間支払われるものであり、定期金の支払いに代えて、一時金で給付を受けることもできる。この場合の一時金の額は、9,500,000 円である。

なお、10 年間の場合の予定利率による複利年金現価率は 9.574 である。

また、養子 B が死亡した際に被相続人甲は生命保険契約に関する権利の課税を受けている。この保険金について、保険金受取人は定期金で受領することを選択した。

(注3) T 生命保険契約は、一定期間内に保険事故が発生しない場合には返還金等の支払いがないものである。

(注4) 相続開始時において、U 生命保険契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の金額は、2,500,000 円である。

6 被相続人甲からの生前贈与

相続人等は、被相続人甲の生前に、次のとおり贈与を受け、贈与税の申告及び納付を済ませている。

なお、受贈者のうち相続時精算課税選択届出書を提出した者はいない。

- (1) 被相続人甲は養子 A に対し、令和 2 年 3 月 15 日に 5,000,000 円、同年 6 月 10 日に 5,000,000 円の現金（いずれも住宅取得資金に充てるため。）の贈与をしている。養子 A は、これについて、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の規定の適用を受けている。また、同年 12 月 10 日、被相続人甲は養子 A に、上場株式（相続開始時の時価 400,000 円、贈与時の価格 500,000 円）を贈与している。
- (2) 被相続人甲は、令和 3 年 2 月 10 日に養子 A に対して、V 株式会社の株式（上場株式である。）2,000 株を贈与した。

なお、被相続人甲は、この贈与するための条件として、養子Aが養子Cに対する貸付金1,000,000円を免除することとしており、養子Aは養子Cに対するその貸付金の全額を免除し、この株式の贈与を受けている。その評価に必要な資料は次のとおりである。

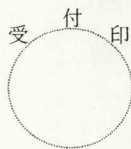
- イ 令和3年2月10日の最終価格・・・・・・・・・・1,892円
- ロ 令和3年2月の毎日の最終価格の月平均額・・・・・・・・1,880円
- ハ 令和3年1月に毎日の最終価格の月平均額・・・・・・・・1,920円
- ニ 令和2年12月の毎日の最終価格の月平均額・・・・・・・・1,860円

(3) 被相続人甲は令和4年4月1日に現金2,000,000円、配偶者乙は同年5月10日に現金3,000,000円を、人格のない社団Q会に贈与している。

例2 相続税

相続税 申告書（ 年分・ 令和●年 ●月 ●日相続開始分）に係る

申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）



年 月 日
〇〇税務署長 殿

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 〇〇 〇〇	
	事務所の所在地	□□市□□区□□町□丁目□番□号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 〇〇 〇〇	
	事務所の所在地	□□市□□区□□町□丁目□番□号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号	
税務代理権限証書の提出		(有) (相続税)	
依 頼 者 (複数人の場 合は別紙に記 載すること)	氏名又は名称	□□ □□	
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
相続税の場合	被相続人の氏名	□□ ■■■	
	被相続人の住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。			
1 提示を受けた書類等に関する事項			
書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称		左記の書類等以外の書類等	
下記2の「作成記入の基礎になった書類等」のほか、家族名義の預貯金通帳、印鑑証明書、住民票		特になし	
2	依頼者である納税者から申告書の作成に当たり提示を受けた帳簿書類の名称を記載します。 計算又は、整理したもの以外は記載しません。	提示を受けた帳簿書類の内、検討の対象にしなかったものを記載します。	
		作成記入の基礎となった書類等	
財産目録、土地評価明細書一式、上場株式の評価明細書、土地建物の評価明細書、相続人関係図		戸籍謄本（原戸籍）、印鑑証明書、住民票、土地建物履歴事項全部証明書、遺産分割協議書、公正証書遺言、準確定申告書控一式、贈与税申告書控一式、土地建物評価証明書、固定資産税通知書、路線価図、測量図、公図、不動産賃貸借契約書、貸付金契約書、預貯金通帳、預貯金残高証明書、支払通知書、保険証券、支払保険料計算書等、有価証券取引残高報告書、葬式費用の領収書、公租公課の領収書、未払金の領収書	
税理士が申告書の作成に当たって、自ら作成、記入した帳簿書類の名称を記載します。		申告書の作成を依頼された税理士が、帳簿書類を自ら作成、記入するに当たって、その基となった書類の名称を記載します。	
※事務 処理欄		年 月	

(1/4)

※整理番号

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	宅地G	間口、奥行距離などは実際に測量し、前面道路についても道路幅を測定し、セットバックの必要性がないことを確認した。複数路線に面しているため奥行価格補正率を乗じて正面路線の判定を行った。宅地Gと家屋Hは、遺言により、配偶者乙に配偶者居住権が設定されており、養子Cにこれら不動産の所有権が遺贈されていることを確認した。よって、宅地Gと家屋Hは、取得者ごとに区分して以下のとおり評価した。1階は貸家の用に供されているため配偶者居住権の評価は2階の居住部分のみとした。1階の貸家部分については貸家建付け地評価をした。なお、1階2階の平米数は建物登記簿謄本にて確認した。P社からの家賃の収受状況も確認している。	土地登記簿謄本、測量図、路線価図、固定資産税通知書、建物賃貸契約書
	家屋H	建物賃貸借契約書により、P社に継続して賃貸されていることを確認した。配偶者居住権については建物登記簿謄本により、構造・経過年数を確認した。	建物登記簿謄本、固定資産税通知書、建物賃貸借契約書
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項		備 考

確認した根拠となる書類等を記載します。

(2/4)

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
小規模宅地等の特例	宅地G、宅地Iともに小規模宅地の適用が可能ではあるが、1㎡当たりの評価額の違いや宅地Gについては特定居住用宅地と特定同族会社事業用宅地に該当するため、宅地Gについて適用することで同意を得た。 特定居住用宅地に該当するかの判定は住民票等により行っている。 特定同族会社事業用宅地に該当するかの判定は、履歴事項全部証明書、株主名簿、定款により行っている。 面積制限の計算については特定居住用宅地、特定同族会社事業用宅地ともに330㎡、400㎡を超えないため併用できることを確認した。
葬式費用の範囲	また、申告書第11・11の2表の付表2の1により適正に行っている。 相続税の計算上、葬式費用がどこまで含まれるかの相談があった。領収書を確認したところ、香典返礼費用及び仏具購入費用に係るものが含まれていたため、これらは葬式費用に含まれない旨を説明して除外している。
その他の財産	現金預貯金の中から公益法人の設立と菩提寺の本堂修理のための寄附をしており、非課税の適用ができないかの相談を受けたが、措置法70条の非課税に該当しないため控除しなかった。

納税者から申告書の作成に関し、どのような相談（申告書作成時に限らず、通常行う相談も含む。）を受け、それに対してどのような回答を行い、結果としてどのような申告書へ反映されているかを具体的に記載することにより、税理士が行った業務内容が明らかとなります。
(業務内容が明確になることで、その申告書の適正性が高まるため確実に記載します)

5 総合所見

申告に必要な資料は整理されていた。依頼者は税理士とのコミュニケーションにおいても適正な申告納税を行う意識が高いと感じられた。

「5 総合所見」欄には、納税者の税務に対する姿勢・認識、書類の保存状況など当該申告書作成に当たっての総括事項を記載します。

6 その他

税理士は養子Cが取締役を務める法人の顧問税理士である。従前より今回の相続について相談を受けていたため、相続税申告書を配偶者乙及び養子Cから受託した。

なお、税理士は公正証書の遺言の作成にも関与しており、配偶者乙との面識もある。

また、申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し、各項目の確認を行い検討した。

「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」を活用した場合に記載します。

※整理番号

*追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項(1)

B 区分	C 事項	D 備考
宅地 I	間口、奥行距離などは実際に測量し、前面道路についても道路幅を測定し、セットバックの必要性がないことを確認した。複数路線に面しているため奥行価格補正率を乗じて正面路線の判定を行った。被相続人と養子Cの貸家の用に供されているため、被相続人の持ち分に応じて貸家建付地として評価し、養子Cの持分2分の1の貸家部分の土地については、被相続人甲から養子Cに対する使用貸借であるため、自用地として評価する。	土地登記簿謄本、測量図、路線価図、固定資産税通知書、建物賃貸借契約書、土地の使用貸借契約書
家屋 J	建物賃貸借契約書により、全5室が貸付事業の用に供されていることを確認した。なお、相続開始時点で1室が空室状態であったが継続して募集が行われているため、当該空室も賃貸部分に含めている。所得税の確定申告書より、貸家に付随する付属設備、構築物その他事業に関する減価償却資産を確認した。未収家賃がないか、賃貸借契約により確認した。また、返還が必要な預り敷金については、被相続人の持ち分に応じた金額を、養子Cの債務として控除した。	建物登記簿謄本、固定資産税通知書、建物賃貸借契約書、建物賃貸借媒介契約書、所得税の確定申告書・準確定申告書

*追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項(1)

B 区分	C 事項	D 備考
社団Q会に対する遺言による貸付金の放棄	社団Q会の定款を閲覧し、社団Q会が人格のない社団であることを確かめた。人格のない社団に対する遺贈は個人に対する遺贈であり、甲が債権放棄した貸付金4,000,000円は相続財産に加算している。 また、社団Q会の事業報告書を閲覧し、貸付金の回収が不可能又は著しく困難と見込まれる状況でないことを確かめた。 既経過利息80,000円は相続財産に加算している。	公正証書遺言、Q会の定款、Q会の事業報告書、金銭消費貸借契約書、利息計算書
債務及び葬式費用	請求書及び領収書を確かめるとともに保管を指示した。	請求書、領収書

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項(1)

B 区分	C 事項	D 備考
○株上場株式の評価	相続開始日は4月25日であるため、最も近い4月26日の最終価格及び過去3か月の最終価格の月平均額のうち最も低い金額により評価した。 なお、権利含みの月平均額は権利金落ち後の金額に修正している。 また、株式無償交付期待権も計上している。	○社に関する証券会社の残高証明書、○社の株価に関する資料(ヤフーファイナンス)
生命保険金及び生命保険契約に関する権利	保険証券により、契約内容を確認し、生命保険金及び非課税金額を適用した。 また、被相続人が全額負担したU生命保険契約について、生命保険契約に関する権利として、解約返戻金の額により評価した。	生命保険証券
贈与税額控除	贈与税額控除の計算に当たり、生前贈与加算された金額に係る贈与税額を按分計算により求め、贈与税額控除額とした。	

* 追加記載する事項

A 4 相談に応じた事項

B 事項	C 相談の要旨	D
円滑な遺産分割	相続開始前、被相続人甲から円滑な遺産分割と相続税について相談があった。 【ポイント】 ① 相続人：配偶者乙、以外に養子が4名(うち1名死亡しているが子が2名いる) ② 被相続人甲は同族会社Pの創業者で、相続発生の●年前に養子Aにその代表権の移譲及び保有株式の譲渡を完了させている。 ③ 被相続人甲は配偶者乙及び養子C(一般障害者)と家屋Hにて同居しており、相続発生後は配偶者乙及び養子Cが安心して居住を継続できるようにしたい。 ④ 被相続人甲が居住している家屋Hは木造2階建てで、1階部分は養子Aが代表である同族会社Pに賃貸している。二次相続後は養子Cがこの建物を相続することができればP社からの家賃収入を得ることができる。	

* 追加記載する事項		
A 4 相談に応じた事項		
B 事項	C 相談の要旨	D
円滑な遺産分割	⑤ 家屋Jについては、被相続人甲と養子Cが1/2ずつの持分で共有しており、第三者に賃貸されている。これについても被相続人甲の持分を養子Cが相続できれば定期的な賃貸収入が得られる。 ⑥ ③から⑤の条件をクリアし、その他の相続人から遺産分割に関して異議が出ないようにその他の流動資産の一部については他の相続人に振り分けておきたい。 上記のとおり、被相続人甲の相続に対する方向性が明確であったため、それを叶えるべく、公正証書遺言の作成を提案した。	
配偶者居住権	家屋Hについては、配偶者乙がすべて相続した方が配偶者控除が使えるため有利である可能性もあるが、二次相続が生じたときに円滑に養子Cが相続できるようにするために、家屋Hに配偶者居住権を設定し、一次相続の段階で養子Cに所有権を相続させておく方法について提案した。	
* 追加記載する事項		
A 4 相談に応じた事項		
B 事項	C 相談の要旨	D
社団Q会に対する貸付金	相続人より、被相続人甲の遺言に従い人格のない社団Q会に対する貸付金を免除したが、これについてはどのような扱いになるのか相談があった。これについては、Q会が遺贈によって取得したものとみなされるため、既経過利息も含めて相続税の課税対象となることを説明した。	

例3 法人税・消費税（製造業）

〇〇製造株式会社（金属製品製造業）

関与状況等

①依頼者が作成している帳簿書類等

振替伝票、原価計算システムデータ、固定資産台帳、在庫一覧表

②税理士が作成している帳簿書類等

試算表、総勘定元帳、決算書類

③消費税は原則（一般）課税

④その他

毎月 Web 会議にて、代表者及び経理担当者と打合せを行い、試算表を作成

今期における実際の訪問は、5月、7月、10月、12月、3月の計5回

貸借対照表（令和7年3月31日現在）

資産の部

科目	当期	前期	増減
現預金	12,800	21,600	▲8,800
売掛金	43,700	29,800	13,900
製品	14,100	5,900	8,200
原材料	3,500	4,200	▲700
仕掛品	5,520	6,700	▲1,180
作業屑	160	60	100
機械装置	52,890	34,700	18,190
保険積立金	10,800	8,800	2,000
合計	143,470	111,760	31,710

負債・純資産の部

科目	当期	前期	増減
買掛金	15,970	8,710	7,260
未払金	15,350	13,570	1,780
借入金	73,110	58,920	14,190
資本金	1,000	1,000	0
繰越利益剰余金	38,040	29,560	8,480
合計	143,470	111,760	31,710

損益計算書

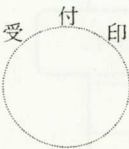
（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）

科目	当期	前期	増減
売上高	361,620	362,530	▲910
期首棚卸高	16,860	17,520	▲660
材料費	120,530	110,230	10,300
労務費	32,760	33,560	▲800
外注費	42,100	42,560	▲460
修繕費	6,300	420	5,880
減価償却費	5,630	3,520	2,110
製造経費	39,600	37,300	2,300
期末棚卸高	23,280	16,860	6,420
役員報酬	16,000	14,000	2,000
給与	28,650	26,570	2,080
その他	42,290	67,160	▲24,870
利益金額	34,180	26,550	7,630

例3 法人税・消費税（製造業）

法人税 確定申告書（ 年分・ 令和6年 4月 1日 事業年度分・ 令和7年 3月 31日 ）に係る

申告書の作成に関する計算事項等記載書面



年 月 日
〇〇税務署長 殿

33の2①

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 〇〇〇〇		この申告書を作成した税理士又は税理士法人の 代表社員が、署名します。	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇			
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 〇〇〇〇		添付書面を作成した税理士が所属税理士又は税 理士法人の社員の場合には、当該書面を作成した 者が税理士である旨を付記して署名します。	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇			
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号			
税務代理権限証書の提出		☒ （ 法人税 ）			この書面を添付する申告書の納税者に係る法 30 条に規定する書面の提出の有無を記載します。 なお、税務調査前の意見聴取は、税務代理権限 証書を提出した税理士又は税理士法人に対して行 われます。
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇製造株式会社			
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇			
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 5 ままでに掲げる事項であります。					
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項					
帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は 整理するために用いたものに限る。）の名称		左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称			
作成記入の基礎となった書類等のほか、株主総会 議事録、取締役会議事録、稟議書綴、契約書綴		特になし			
依頼者である納税者から申告書の作成に当たり提示 を受けた帳簿書類の名称を記載します。 計算又は、整理したもの以外は記載しません。		提示を受けた帳簿書類の内、検討の対象にしなかったものを記 載します。			
帳 簿 書 類 の 名 称		作成記入の基礎となった書類等			
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘 定科目内訳書、減価償却額明細書、法人事業概況 説明書、源泉徴収簿		現金出納帳、預金出納帳、預金通帳、銀行取引データ、 預金残高証明書、財務・原価計算システムデータ、請求 書（控）、製品等売上台帳、注文書、月別支払一覧表、請 求書・領収書綴、借入金返済予定表、給与支給額データ、 固定資産台帳、在庫一覧表			
税理士が申告書の作成に当たって、自ら作成、記入 した帳簿書類の名称を記載します。		申告書の作成を依頼された税理士が、帳簿書類を自ら作成、記入 するに当たって、その基となった書類の名称を記載します。			
※事務 処理欄	部門	業種	年		

売上、売上原価等の主要な勘定科目について記載するとともに、当該企業の業種にとって重要性の高い科目を記載します。

どのように検証したかを具体的に記載します。

確認した根拠となる書類等を記載します。

3 計算処理した主な事項

区分	事項	備考
(1) 売上高	売上に関しては、取引先の検収日でもって計上を行っている。財務・原価計算データと事務所内で作成するデータとの残高突合を毎月行い、金額差が生じる取引先については、都度、先方に確認を行い、原因を解明している。	財務・原価システムデータ
材料費・外注費	原価計算データと請求書を基に確認を行っている。後の調整は期末時のみであるが、帳端が生じる取引先は数か所であり、その金額は〇〇万円である。	原価計算システムデータ
製品・材料・仕掛品・作業屑	原価計算システムの活用により、機械加工、熱処理、表面処理の各工程別の計算による残高合計である。なお、仕掛品は合理的な進捗率、材料は実地棚卸の金額を計上している。	在庫一覧表

前期と比較して、増減の大きい科目について、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載します。

【注意】
整理した事項が前年と同様であっても、どのような書類等に基づき、どのようなチェックを実施したかを毎年度確実に記載することが必要です。

(1)のうち顕著な増減事項	増減理由
売上高、材料費	原材料価格の高騰を売上高に転嫁できなかったため、本年の材料費の計上額が前年より増加している一方、売上高は前年と同様である。
機械装置・修繕費	〇〇からの受注増加に対応するため、5月に新規工作機械（マシニングセンタ）を購入している。 また、既存の機械装置（NC 工作機械）について不良箇所修繕のため、オーバーホール等を行っている。その際、制御基板を最新のものに交換を行っているが（〇〇万円）、これらは機械装置にて計上している。制御基盤交換による作業効率の向上割合は、〇〇パーセントとのことである。
売掛金、借入金	期末にかけ、売掛金の回収状況の悪化が生じてきたため、今後の資金需要に備えるため、借入金を増額している。
(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由
たな卸資産の計算方法	原価計算システムを効率よく使用することによって、機械加工、熱処理、表面処理の各工程別原価計算が可能となることから、たな卸資産の計算過程に導入している。労務費、その他の製造経費の配賦に関しても、工程別に原価管理を行っている。

(2/4)

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
事前確定届出給与	本年度と同様、事前確定届出給与制度の活用についての相談があった。次年度以降も本年同様、同制度の活用を行いたいとのことであるので、制度の説明、実施内容の検討を行っている。
機械装置の取得	新規機械購入と旧機械のオーバーホールについて相談を受けた。前者に関しては、措法 42 の 12 の 4 適用に関しての確認があり、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定が必要である等の説明を行っている。後者に関しては、「ほとんどが分解、組み立てのみであるので、すべて修繕費での取り扱いで良いのか」等の内容であったが、内容によっては資産計上の必要があることを説明している。

納税者から申告書の作成に関し、どのような相談（申告書作成時に限らず、通常行う相談も含む。）を受け、それに対しどのような回答を行い、結果としてどのような申告書へ反映されているかを具体的に記載することにより、税理士が行った業務内容が明らかとなります。

（業務内容が明確になることで、その申告書の適正性が高まるため、確実に記載します。）

5 総合所見

請求書、領収書、契約書、議事録その他の書類の保存状態は良好であり、また、経営者は、税理士事務所からの指導に関しても積極的な姿勢で臨んでおり、健全な経営を目指している。

「5 総合所見」欄には、納税者の税務に対する姿勢・認識、内部けん制の状況、経営状況、書類の保存状況など当該申告書作成に当たっての総括事項を記載します。

6 その他

毎月、Web 会議にて代表者、経理担当者と打合せを行い、提示を受けた証憑書類・取引データに基づき、毎月の試算表を作成、法人税・消費税の納付予測税額も合わせ、その内容を報告している。

今期における実際の訪問は5月、7月、10月、12月、3月の計5回である。

決算時には、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について内容を検討している。

「6 その他」欄には、税理士関与の状況（頻度や内容）、申告書作成に当たって留意した事項、特記事項や、1から4の各欄で記載できなかった事項を記載します。

また、チェックリスト等を活用して確認した場合には、その旨を記載します。

消費税 確定申告書 (年分・令和6年 4月 1日 事業年度分・) に係る
令和7年 3月 31日

申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 〇〇〇〇	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 〇〇〇〇	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号	
税務代理権限証書の提出		(有) (消費税) ・無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇製造株式会社	
	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。			
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項			
帳簿書類(申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。)の名称		左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称	
作成記入の基礎となった書類等と同じ		株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書綴、契約書綴	
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳書、減価償却額明細書、法人事業概況説明書、源泉徴収簿、消費税計算書、消費税計算表、消費税試算表		現金出納帳、預金出納帳、預金通帳、銀行取引データ、預金残高証明書、財務・原価計算システムデータ、請求書(控)、製品等売上台帳、注文書、月別支払一覧表、請求書・領収書綴、借入金返済予定表、給与支給額データ、固定資産台帳、在庫一覧表	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			..		..	..

(1/4)

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	課税取引の判定	期中においては、財務データから取引区分の確認を行っている。また、特異事項に該当するような取引については、証憑書類を確認している。決算時には、財務データを基に作成した消費税計算表により全体的な再確認を行っているが、再度内容確認を行った科目は次のとおりである。	財務システムデータ、請求書・領収書綴、消費税計算表
	輸出入取引	国外からの取引が影響する科目は、輸入売上・仕入（値引・戻り）、運賃（製造原価、販管費）であるが、輸出免税等の課否区分により処理されているかの確認をしている。	請求書・領収書綴
	課税・非課税・不課税混在科目	福利厚生費、通信費、運賃、接待交際費、旅費交通費、支払手数料、雑費は、非課税・不課税取引の混在科目であり、取引内容を基に課否区分を処理している。 なお、適格請求書に関しては、登録番号や適用税率といった必要事項が記載されているかの確認を行っている。	請求書・領収書綴
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	仕入税額控除	機械装置の新規購入、既存設備への修繕費の計上による影響により、それぞれ、〇〇万円、〇〇万円、増加要因となっている。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	特になし		

(2/4)

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
インボイス制度	免税事業者や消費者といった適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて質問があったため、経過措置及び帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合について、説明を行った。

5 総合所見

消費税の課否判定に関しては、取引ごとに確認ができており、請求書、領収書、その他の書類の保存状態は良好であり、また経営者は、税理士事務所からの指導に関しても積極的な姿勢で臨んでおり、健全な経営を目指している。

6 その他

毎月、Web 会議にて代表者、経理担当者と打合せを行い、提示を受けた証憑書類・取引データに基づき、毎月の試算表を作成、法人税・消費税の納付予測税額も合わせ、その内容を報告している。

今期における実際の訪問は5月、7月、10月、12月、3月の計5回である。

決算時には改めて全ての損益科目と資産、負債科目について内容を検討している。

例4 法人税・消費税（小売業）

△△商店株式会社（飲食料品小売業）

関与状況等

①依頼者が作成している帳簿書類等

現金出納帳、振替伝票、給与明細、在庫一覧表

②税理士が作成している帳簿書類等

試算表、固定資産台帳、総勘定元帳、決算書

③消費税は原則（一般）課税

④その他

今までは定期的に訪問を行っていたが、Web 会議によるオンライン面談に切り替えた。また、資料に関しては伝票等を送付してもらい税理士事務所の PC で入力を行っている。

貸借対照表（令和7年3月31日現在）

資産の部

科目	当期	前期	増減
現預金	8,303	14,457	▲6,154
売掛金	6,617	7,459	▲842
商品	9,072	10,494	▲1,422
建物	72,953	74,055	▲1,102
車両運搬具	2,837	3,298	▲461
リース資産	4,500	5,850	▲1,350
無形固定資産	1,099	1,219	▲120
保険積立金	8,700	7,500	1,200
合計	114,081	124,332	▲10,251

負債・純資産の部

科目	当期	前期	増減
買掛金	5,111	7,644	▲2,533
未払金	1,940	3,023	▲1,083
預り金	321	417	▲96
リース債務	4,500	5,850	▲1,350
借入金	64,304	71,054	▲6,750
資本金	5,000	5,000	0
繰越利益剰余金	32,905	31,344	1,561
合計	114,081	124,332	▲10,251

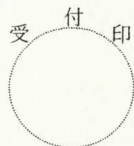
損益計算書

（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）

科目	当期	前期	増減
売上高	273,600	298,420	▲24,820
期首棚卸高	10,494	7,150	3,344
仕入高	192,834	213,651	▲20,817
期末棚卸高	9,072	10,494	▲1,422
役員報酬	7,200	7,800	▲600
給料手当	25,632	29,502	▲3,870
広告宣伝費	8,655	8,952	▲297
運賃	2,439	2,685	▲246
通信費	1,321	1,193	128
保険料	1,530	1,790	▲260
水道光熱費	3,211	2,984	227
減価償却費	3,033	3,879	▲846
地代家賃	14,290	14,290	0
支払手数料	8,663	8,952	▲289
その他	2,455	2,692	▲237
営業外収益	1,879	2,387	▲508
営業外費用	1,233	1,491	▲258
利益金額	1,561	4,290	▲2,729

例 4 法人税・消費税（小売業）

法人税 確定申告書（ 年分・ 令和6年 4月 1日 事業年度分・ 令和7年 3月 31日 ）に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 〇〇〇〇	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 〇〇〇〇	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号	
税務代理権限証書の提出		有（ 法人税 ）・無	
依 頼 者	氏名又は名称	△△商店株式会社	
	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（ 〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5に掲げる事項であります。			
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項			
帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称		左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称	
作成記入の基礎となった書類等と同じ		株主名簿	
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項			
帳 簿 書 類 の 名 称		作成記入の基礎となった書類等	
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳書、減価償却額明細書、法人事業概況説明書		現金出納帳、振替伝票、レジロール、クレジット等の販売データ、請求書及び領収書綴、給賞与支給控除一覧表、在庫一覧表、保険証券	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

(1/4)

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	売上	毎月のレジの明細及びクレジットカードの明細等を確認し、売上計上額を月額で確認している。非現金化決済に関しては、それらに対する手数料の計上に関しても確認を行っている。	レジロール、キャッシュレス売上の明細、クレジットカードの明細
	棚卸資産	在庫の確認は半期に一度行っている。 期末時においては、棚卸在庫表を作成し、現物と棚卸在庫表との突合を行い、仕入単価の変更がないか等の確認を、請求書を基に行っている。	在庫一覧表
	役員報酬・給与・賞与	役員及び従業員の給与に関しては、毎月の給与明細から確認をした。 役員報酬の変動の時期に関しては、取締役議事録により確認し、適切に処理されていることを確認した。	給賞与支給控除一覧表
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	売上高の減少、仕入の減少、人件費の削減	来客数の減少により、売上高が前年より低下した。これに起因し、仕入、人件費も同様に減少となった。 また、今後の広告宣伝費の見直しを行い、さらには、3月に臨時の取締役会を開き、今後の景気悪化に備え、3月分の役員報酬から〇〇%の減額決定を行っている。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	特になし		

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
役員の退職金について	現在、親子にて連名で就任している代表取締役のうち、父に関して、代表取締役からの退任による会長又は顧問への就任に伴う分掌変更による役員退職金の支給、加えて、今日までの会社に対する貢献度を考慮した上で、最終報酬月額による計算方法では、最近の役員報酬の減額の影響により退職金としての支給金額が少額になるのではないかとの相談があった。 法人税基本通達9-2-32 他の内容を説明したうえで、今の経済状況の状況等も勘案して、今後の検討事項とすることとした。
事業承継について	会社株式の全体の内70%を父親が保有し、残りの30%を息子が保有している。代表権については、共同代表になっているが、父親の退任と同時に代表権を抜く予定にしている。 父親から息子への株式の移転につき、それを生前に贈与、あるいは譲渡を行うのか、又は相続まで何もしないのかという選択肢が考えられるが、息子が会社を今後も継続させていくための最善の方策を、事業承継税制の説明も含め検討をしている。

5 総合所見

依頼者は税理士の指導に対して謙虚に耳を傾け、日々、業務の改善に対して前向きに取り組んでいる。適正な申告を行う意識も非常に高いと感じられる。

6 その他

昨年までは、定期的に会社へ訪問をしていたが、Web会議によるオンライン面談に切り替えを行い、月次報告等を行っている。また、資料に関しても、事務所へ伝票等を送付してもらい、税理士事務所のPCで入力作業を行っている。

日々の作業に関しては、領収書等の書類の整理を都度行っている。現金に関しては、小口現金とは別に現金帳を作成し、現金有高と帳簿残高を、毎日チェックしている。現金売上に関しては、売上があった日の翌日までには、夜間金庫等を利用して、銀行に預けている。商品在庫に関しても、半年に一度、実地棚卸を実施し、帳簿在庫とのチェックをしている。

※整理番号

*追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項 (1)

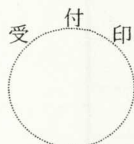
B 区分	C 事項	D 備考
販売費及び管理費	毎月の訪問時に、固定資産に計上されるものが消耗品で処理されていないか、福利厚生費の中に交際費が含まれていないか、保険料と保険積立金が適正に処理されているかについて、確認を行っている。	請求書、領収書等の原始資料 保険証券

*追加記載する事項

A

B	C	D

消費税 確定申告書 (令和6年 4月 1日 令和7年 3月 31日 事業年度分・) に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 〇〇〇〇					
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 〇〇〇〇					
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号					
税務代理権限証書の提出		(有) (消費税) ・ 無					
依 頼 者	氏名又は名称	△△商店株式会社					
	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5に掲げる事項であります。							
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項							
帳簿書類(申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。)の名称				左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称			
作成記入の基礎となった書類等と同じ				株主名簿			
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項							
帳 簿 書 類 の 名 称				作成記入の基礎となった書類等			
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳書、減価償却額明細書、法人事業概況説明書、消費税計算書、消費税計算表				現金出納帳、振替伝票、レジロール、クレジット等の販売データ、請求書及び領収書綴、給賞与支給控除一覧表、在庫一覧表、保険証券			
※事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
				..		..	..

(1/4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	課税売上	売上高及び雑収入に関しては、振替伝票から集計される課税区分、適用税率に関しては、月次の消費税計算書より確認している。	振替伝票、消費税計算書
	課税仕入	売上原価、販売費及び一般管理費及び固定資産の購入について、請求書、領収書から課否判定の適否を確認している。	請求書及び領収書綴
	軽減税率	軽減税率の適否の確認に関して、課税売上については日ごとのレジ集計データより確認を行い、仕入税額控除額の計算にあたっては、月次試算表の作成時に、仕入にかかる請求書の内容確認を、その都度行った。また、決算時には、消費税計算表により、再度、総合的な検討を行っている。	レジロール、請求書及び領収書綴、消費税計算書、消費税計算表
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	特になし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	特になし	特になし	

(2/4)

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
共通ポイント制度加入に係る取り扱い	○年○月販路拡大のため、A社が運営する共通ポイント制度への加入を実施したが、ポイント会員が商品を購入した時のポイント付与に伴うポイント負担金の授受及びポイント会員がポイントを行使した時のポイント運営会社による商品代金相当額の支払いに係る消費税の課税関係についての相談があった。 国税庁の「共通ポイント制度を利用する事業者及びポイント会員の一般的な処理例」を基に、ポイント負担金の授受は資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象とならないことを説明している。 また、当該ポイント制度の規約においても消費税の課税取引に該当しないケースであることを確認している。

5 総合所見

依頼者は税理士の指導に対して謙虚に耳を傾け、日々、業務の改善に対して前向きに取り組んでいる。適正な申告を行う意識も非常に高いと感じられる。

6 その他

昨年までは、定期的に会社へ訪問をしていたが、Web会議によるオンライン面談に切り替えを行い、月次報告等を行っている。また、資料に関しても、事務所へ伝票等を送付してもらい、税理士事務所のPCで入力作業を行っている。

日々の作業については、領収書等の書類の整理を都度行っている。現金に関しては、小口現金とは別に現金帳を作成し、現金有高と帳簿残高を毎日チェックしている。現金売上に関しては、売上があった日の翌日までには、夜間金庫等を利用して銀行に預けている。商品在庫に関しては、半年に一度、実地棚卸を実施し、帳簿在庫とのチェックをしている。

帳簿の記載事項及び請求書、領収書の保存状況は良好であり、起票も正確に処理されている。今後において多様な取引形態への展開が予想されるが、特に課否判定については、その都度の取引内容の判断が求められると実感している。